

平成27年9月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成27年9月29日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	選 第 5号	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について		
第 3	議案第43号	大竹市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)	
第 4	議案第47号	平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）		(原案可決)
第 5	議案第50号	工事請負契約の締結について 〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕		(原案可決)
第 6	議案第51号	工事請負契約の締結について 〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕		(原案可決)
第 7	議案第52号	工事請負契約の締結について 〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕		(原案可決)
第 8	認 第 4号	平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について		生活環境 (認 定)
第 9	認 第 5号	平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について		
第10	認 第 6号	平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について	(認 定)	
第11	議案第44号	大竹市税条例の一部改正について	(原案可決)	
第12	議案第45号	大竹市手数料条例の一部改正について	(原案可決)	
第13	議案第46号	市道路線の認定について	(原案可決)	
第14	議案第48号	平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	(原案可決)	
第15	平成27年請願第4号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	総務文教 (採 択)	
第16	平成27年請願第3号	市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める請願	生活環境 (不採択)	
第17	報告第 6号	専決処分の報告について (事故による損害賠償額の決定)	報 告	
第18	認 第 7号	平成26年度大竹市一般会計決算	決算特別委 設置・付託	
第19	認 第 8号	平成26年度大竹市国民健康保険特別会計決算		
第20	認 第 9号	平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		
第21	認 第10号	平成26年度大竹市農業集落排水特別会計決算		
第22	認 第11号	平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算		

	算	
第23	認 第12号	平成26年度大竹市土地造成特別会計決算
第24	認 第13号	平成26年度大竹市介護保険特別会計決算
第25	認 第14号	平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算
第26	報告第7号	平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第27	決議案第2号	基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について
第28	決議案第3号	小方地域まちづくり対策特別委員会の設置に関する決議について
第29	平成27年陳情第2号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情
第30	平成27年陳情第3号	晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーンの早期整備及び多目的ゾーン内に人口芝エリアを整備することを求める陳情
第31		常任委員会の閉会中の継続審査について
第32		議会運営委員会の閉会中の継続審査について

(一 括)

報 告

即 決

即 決

小方地域まちづくり  
対策付託

生活環境付託

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選第5号(選挙)
- 日程第 3 議案第43号から日程第7 議案第52号(報告・表決)
- 日程第 8 認第4号から日程第14 議案第48号(報告・表決)
- 日程第15 平成27年請願第4号(報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第3号(説明・表決)
- 日程第16 平成27年請願第3号(報告・表決)
- 日程第17 報告第6号(報告)
- 日程第18 認第7号から日程第25 認第14号(説明・付託)
- 日程第26 報告第7号(報告)
- 日程第27 決議案第2号(説明・表決)
- 追加日程第 2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について
- 日程第28 決議案第3号(説明・表決)
- 追加日程第 3 小方地域まちづくり対策特別委員会委員の選任について
- 日程第29 平成27年陳情第2号(説明・付託) から日程第30 平成27年陳情第3号(説明・付託)
- 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について(表決)
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続審査について(表決)

## ○出席議員(16人)

1番 児玉朋也

2番 末広和基

3番 賀屋 幸治  
5番 西村 一啓  
7番 大井 渉  
9番 藤井 馨  
11番 日域 究  
13番 寺岡 公章  
15番 田中 実穂

4番 北地 範久  
6番 和田 芳弘  
8番 網谷 芳孝  
10番 山崎 年一  
12番 細川 雅子  
14番 原田 博  
16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長  
副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼  
福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任  
選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
産業振興課長  
併任農業委員会事務局長  
自治振興課長  
社会健康課長  
監理課長  
会計管理者兼会計課長  
総務学事課長  
監査委員  
監査事務局長

入山 欣郎  
太田 勲男  
大石 泰修  
政岡 浩  
青森 丈治  
正木 丈治  
大和 伸明  
平田 安希雄  
西岡 靖  
米中 和成  
吉岡 和範  
中川 英也  
吉田 茂文  
野島 等  
香川 晶則  
金子 しのぶ  
野崎 光弘  
黒田 孝士  
林 則雅

○出席した事務局職員

議会事務局 局長  
議事係 長

福重 邦彦  
三浦 暁雄

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、選第5号、議案審査報告について、請願審査報告について、決議案第2号、決議案第3号、陳情集、広報広聴特別委員会委員選任決定書を議席に配付させていただきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、山崎年一議員、11番、日域 究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 選第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第5号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大竹市選挙管理委員会委員には、平池相子氏、小田源三氏、金子義郎氏、沖本 允氏を、同補充員には、三上博士氏、伊東淳子氏、畠中和樹氏、松崎光信氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、平池相子氏、小田源三氏、金子義郎氏、沖本 允氏を大竹市選挙管理委員会委員に、三上博士氏、伊東淳子氏、畠中和樹氏、松崎光信氏を同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、平池相子氏、小田源三氏、金子義郎氏、沖本 允氏が  
大竹市選挙管理委員会委員に、三上博士氏、伊東淳子氏、畠中和樹氏、松崎光信氏が  
同補充員に当選をされました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第7〔一括上程〕

議案第43号 大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第47号 平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第50号 工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕

議案第51号 工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕

議案第52号 工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第43号大竹市個人情報保護条例の一部改正についてから、  
日程第7、議案第52号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（電気設備  
工事）〕に至る5件を一括議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、原田 博議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成27年9月16日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                   | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 議案第43号 | 大竹市個人情報保護条例の一部改正について                 | 原案可決  |
| 議案第47号 | 平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）               | 原案可決  |
| 議案第50号 | 工事請負契約の締結について<br>〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕 | 原案可決  |
| 議案第51号 | 工事請負契約の締結について<br>〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕 | 原案可決  |
| 議案第52号 | 工事請負契約の締結について<br>〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕 | 原案可決  |

平成27年9月17日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 原田 博

〔総務文教委員長 原田 博議員 登壇〕

○総務文教委員長（原田 博） 去る9月16日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案5件について、9月17日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第43号大竹市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、本件では、「個人番号カードを取り扱う職員は正職員なのか臨時職員なのか嘱託職員なのか。金銭の授受なども含めて何か内部規定のようなものがあるのか。取り扱いについて確立されているのか伺う」との質疑に対し、「市の中で情報を取り扱う職員というのは、正職員はもちろん、臨時職員も嘱託職員も市役所の職員であり、それぞれの役割の中で業務を行っている。どういう雇用形態でないとできないという確定した取り扱いは現在はないし、情報の管理を徹底することを前提に、これからも決める予定はない」との答弁がございました。

次に、「個人番号カードを持たないといけないのか伺う」との質疑に対し、「個人番号カードがあれば利便性が上がると思われるが、現在の制度の中では絶対に必要というわけでもない。まずは10月に紙製の通知カードが全国民へ送付される。その後、希望者には個人番号カードを1月から発行し、その際には紙製の通知カードは返還していただく」との答弁がございました。

次に、「ひとり暮らしで入院していたり施設に入所していたりする方には届くのか。また、仮に届かない場合でも、本人がカードを持っていなくても市役所で番号を把握できていれば問題はないのか伺う」との質疑に対し、「通知カードは、東京の地方公共団体情報システム機構から簡易書留郵便で送られる。病院や施設の入所者の方など、住民票上の住所に住んでいない方については、送付先をどこにするのか、9月25日までに連絡していただきたい旨を入所先等に通知している。なお、通知カードは、市役所にあれば大丈夫ということではなく、あくまでも個人で管理していただく必要がある」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号平成27年大竹市一般会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「養殖漁業技術開発支援事業補助金について、ハマチとレモンに関する予算だと思うが、今後これをどのように販売していくのか、また、広めていくのか伺う」との質疑に対し、「これから、いろいろなメディアを通じて積極的にPRしていくが、生産者のほうで価格操作できるような販売体制、販売方法を構築して市場に打って出たい。まずは市内の鮮魚店や飲食店で販売をしながら、広島市内、全国へ向けて販路を拡大したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「アゼリアホールを市民が使えないのはいつまでか。また、いつから使えるようになるのか伺う」との質疑に対し、「これまで、平成27年10月から3月末まで天井工事で使えないと広報等でお知らせしている。しかし、今回補正が認められれば、当初とは工事内容が変わってくるため、工期は10カ月程度と見込んでいる。発注等の準備期間も必要であり、業者が決まってから工事開始となるため、使えるようになるのは平成28年8月から9月ごろになると見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「当初予算では、アゼリアホールは安全対策のための改修ということだった。今回は、その改修方法ではだめだったので再度設計をやり直すということだが、なぜそんなことになるのか。最初からそのあたりを加味して検討した上で、予算を計上することができなかつたのか伺う」との質疑に対し、「当初、既存データをもとに、概略を把握した上で対策案を4案作成した。この中から最も安いネット方式を進めることとしたが、より早く設計の問題点がわかっているならば、以降の変更にも時間をかけて、より適切に対応できていたのではないかと考えている。この点については、改善すべき点であると考えている」との答弁がございました。

次に、「心にゆとりを感じるまちづくりをしていく中で、アゼリアホールの改修という大きな問題について、なぜこんなことになったのか伺う」との質疑に対し、「補正をお願いせざるを得なくなり申しわけなく思っている。設計の変更に伴い、多額の費用、工期の問題、利用者の思い、また状況などを鑑み、大変苦慮したところである。市内では収容人数の多い中心的な施設であるため、安全を最優先に考え、このたび補正をお願いした。今後に向けて丁寧な対応を心がけていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕、議案第51号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕、議案第52号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕の3件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件では、まず、「建設予定地が土砂法上のイエローゾーンに入っていると思うが、安全対策はどのようになっているか」との質疑に対し、「土砂災害警戒区域の対策について、まず、この玖波小学校の山の崖の部分は、既に土砂災害の対策が取られているというのが1点。後は、校舎の位置をなるべく崖から離すように配置している。これが2点目。3点目は、校舎から2メートル程度山側になるが、そこに擁壁を設け、もし土砂が来た場合でもそこでとまると考えている」との答弁がございました。

次に、「登下校の際の児童生徒を含めた近隣住民の工事期間中の安全管理について伺う」との質疑に対し、「玖波小学校は2学期から中学校に移転しており、2週間が経過した。一番心配していた登下校については、通学路にのぼりを設置したり、恵川大橋の2カ所の横断箇所横断旗も設置している。また、スクールバス松ヶ原便の乗降場所を中学校北側の高速道路側の路肩に変更して、安全な乗りおりに心がけている。小学生が中学校に

通うに当たり、子供自身が一学期中から、また夏休み中も保護者同伴で通学の練習をしている。そして2学期がスタートしてから、地域の方が人数をふやして毎日立ってくださったり、保護者の方も曜日を決めて来てくださったり、警察の方にも毎朝来ていただいて指導してもらっている。このように安全確保のために尽力いただいている」との答弁がございました。

次に、「校舎と駐車場、将来プールを建設する予定地の間にドライエリア部門というのがあります。ここの通路の壁を擁壁と言っているのだと思うが、これが擁壁と言えるのか伺う」との質疑に対し、「御指摘のように、ドライエリアの一番山側の壁と一体化しているような形となっている。これについては、土砂の計算をしているので、ただの壁というわけではなく、構造計算をしてその形が決まっている」との答弁がございました。

次に、「玖波小学校改築予定地は、安心な場所なのか。本当に安全確保に向けた対応ができているのか。今から工事していく中で、ここが一番重要なところだと思う。安全に対する考えを伺う」との質疑に対し、「玖波小学校については、土砂災害特別警戒区域が既に今の校舎にかかっていた。それを避けた中で、警戒区域の中でそれなりに対応して、施設をつくっていくということである。立地については、地元の方の意見で、あの場所に校舎をとということなので、あの場所により安全な方向で校舎をつくるということで御理解をいただきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案50号、議案51号、議案52号の3件について、反対・賛成の立場から1名ずつ討論がございました。

まず、反対の立場では、「従来から、学校建設場所を移動するべきであると提案をしてきた。したがって、この議案には賛成しかねる」というものでございました。

次に、賛成の立場では、「大竹小学校、小方小中学校が新しくなる中、玖波がこれまで手つかずだった。これから自分たちが生活を送る、学んでいく学校が新しくなる。非常に大きな期待が既に子供たちにもあるのではないかと思う。本日の委員会のように、いろいろ情報提供いただきながら、議論しながら進める中で、よりよい学校ができるかなと感じている。ぜひ平成29年2月末の完成を目指して進めていただきたい」というものでございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案5件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） 10番、山崎でございます。

私は、この玖波小学校の建てかえについては場面場面で意見を述べ、反対をさせてきていただいております。そういった意味において、今までの議論を繰り返すということは、非常に皆さんにとって失礼であろうと思っておりますので、それ以後の要点、また、前回の委員会の審議等についての私の考え方を述べさせていただきます、この3つの議案に反対をさせていただきますこうと思っております。

土砂災害というのは、毎年度、私たちを苦しめておりました、近くは東北・関東の豪雨による堤防決壊、多数の犠牲が出ました災害が一番記憶に残っておりますが、昨年、また広島土砂災害、そして、古くは東京都大島町の台風26号による大規模な災害もありました。また、いまだに大変な事態になっております福島原発の津波や地震による災害。こういった意味で、災害というのは、想定できないから私たちを災害に巻き込み、苦しめておるといことだと思っておりますが、そういった意味において、玖波小学校の建設地は、土砂災害警戒区域に指定をされておりました、その警戒区域に校舎の3分の1近くがかかっておるといことでもあります。

国土交通省によりますと、土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり」こう規定しております。一旦、災害が起こると、生命、身体等に影響があるということの規定している地域だということで、私は、こういう場所に公共施設、まして学校や市営住宅などは建設すべきでないということを主張してまいりました。

先ほど、急傾斜地の防御対策ということでコンクリートの吹きつけがされておるといことではありましたが、確かに吹きつけはされておりますが、この工事は数十年前に施工されたもので、経年劣化が見られますし、現実にあちこちにそういう場所も確認できております。そういった中で、今回の工事においては、そのコンクリートの吹きつけはしないということではありましたが、非常に私は、二重三重の安全対策と言われながら、本当にその安全対策が効力があるのかということに疑問を持っております。

それから、校舎を現在地よりも沖出しをしたというお話がございました。しかし、沖出しをされたのは17メートル、崖から17メートルの位置でありますから、決してそのことで安全対策になったとは、私は考えられません。

国土交通省の試算では、高さ掛ける2倍の土砂の流出が可能性としてあるんだということでもありますから、23メートルの高さであれば、46メートル、すなわち、玖波小学校の敷地は、崖から校庭の端まで100メートル余しかございません。おおよそグラウンドの半分近くまで土砂が流れる可能性があるということでもあります。そういった中で、80センチの高さで20センチのコンクリートの厚さの擁壁をつくるんだということではありましたが、私たちは昨年、広島災害、土砂災害で、あの土砂災害の防止堰堤が数メートルもあろうかというものが、いとも簡単に土砂の圧力に崩壊させられ、民家を襲う場面をテレビの中継で見てまいりました。そういった意味で、80センチの高さで20センチのコンクリートが、いかに土砂災害の影響を阻止できるのかということについては、甚だ疑問を持っております。

す。そういった意味において、私は、非常に危険な地域に学校建設はなされるべきではないと思っております。

学校建築を、建設場所を数十メートル移動させるだけで、私たちは、子供たちを未来永劫、その土砂災害から、安心・安全を確保してやり守ることができるのであります。これから豪雨が続くたびに、裏山が崩れるんじゃないだろうかという保護者の心配を、私たちは強いていかなければなりません。

私たちは、この8月の市議会議員選挙で、各地域の皆さんを訪問してまいりました。後援会活動ということで、皆さんにいろいろとお話を伺いました。そういった中で、玖波地区の保護者の皆さんが、「山崎さん、よう言うてくれた。あんな危ない所に学校を建てるなんてことは、私らが考えても不思議だ」と、こういうお話をたくさん伺ってきました。「私たちは、意見を言いたくても、何となく子供を人質に取られとるようで発言しにくいんだ」と、こういうお話もされました。「もう少し、教育者として子供たちの安心・安全を真剣に考えてほしい」、こういう訴えが私に届けられました。そういった意味においては、玖波地区の保護者の皆さんは、今回の学校建築で、本当にこれから何十年と子供たちの安心・安全を心配しなけりゃならん、こういう状況であります。

折しも、昨日の朝日新聞は、南海トラフ対策による高台へ公共施設を移設しておる、こういう市町が43市町ある。もちろん、139市町のうちであります。津波から公共施設を確実に守るため、高台移転を選ぶ市町村が少なくない実態が明らかになったと、こういう報道をしております。要するに、災害がある可能性のある所に公共施設は配置しないというのが、全体の今の流れであります。そういった意味で、私は、今回の玖波小学校建設については、安心・安全な場所に建設すべきであるという意味で、反対をいたします。

なお、御園の市営住宅等についても、声の出せない弱者を危険区域に追いやる政策は、行政としてとるべきでない、こう私は思って反対をいたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

8番、網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 私は、議案第50号、議案第51号、議案第52号に対し、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

玖波小学校の耐震化問題に係る改築工事は、教育委員会の現在地での建てかえということで、PTA、地域住民の方との説明会などが何回か重ねて行われました。私も、ほとんど出席させていただきました。確かに、急傾斜地、または校舎の建設地にイエローゾーンがかかるということなどの問題は上がりましたが、説明の中では、校舎の位置の変更など、二重三重の安全対策を丁寧に説明をされましたところ、保護者、地域の方、私ももちろん、いろいろな質問をされておりましたが、おおむね承されたものと私は理解しております。

ただ、私の個人的な意見としまして、本市も含め、全国的に見ても、沿岸部、山間部にしろ、この近年のいろいろな災害発生を見るにつけ、リスクがゼロになる場所など、私は皆無に等しいのではないかと思います。そのようなことから、リスクゼロに限りなく近づけるためにも、いろいろな努力、または研究をし、二重三重の安全策を考えなければな

らないと思うのは私も同感と思います。

今、玖波小学校の子供たちは、玖波中学校のほうに、暫定的ではありますが、元気に通っております。平成29年4月からの玖波小学校の新しい学校の開校が計画どおり、安全に進んでいきますよう、私は祈念しているところでございます。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、議案第50号、議案第51号及び議案第52号を除く2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第50号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第8～日程第14〔一括上程〕

認 第 4 号 平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について

認 第 5 号 平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

認 第 6 号 平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第44号 大竹市税条例の一部改正について

議案第45号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第46号 市道路線の認定について

議案第48号 平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第8、認第4号平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第14、議案第48号平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

## 生活環境委員会議案審査報告書

平成27年9月16日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号    | 件名                          | 審査の結果 |
|---------|-----------------------------|-------|
| 認 第 4 号 | 平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について    | 認 定   |
| 認 第 5 号 | 平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 認 定   |
| 認 第 6 号 | 平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について | 認 定   |
| 議案第44号  | 大竹市税条例の一部改正について             | 原案可決  |
| 議案第45号  | 大竹市手数料条例の一部改正について           | 原案可決  |
| 議案第46号  | 市道路線の認定について                 | 原案可決  |
| 議案第48号  | 平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決  |

平成27年9月18日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、去る16日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案7件につきましては、18日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、認第4号平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について、認第5号平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、及び認第6号平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定についての3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「防鹿地区下水道工事の受益者負担について、宅地にますを設置し工事を行えば、受益者負担が発生する。しかし、家が建つのかわからない畑などにますを設置し、負担しなければならないのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には、下水道を整備した区域で、受益者負担金の賦課区域として公告をした土地については、全て受益者負担金がかかるとなっている。しかしながら、防鹿地区は市街化調整区域であるので、将来的に家が建たない畑、山林、雑種地についてどのように取り扱うかは、今後の検討事項である」との答弁がございました。

次に、「厳しい財政の中で、水道料金の値上げについてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「水道ビジョンの後期計画の中で、老朽化施設の改築更新や耐震化の計画を策定作業中である。計画が策定されれば、今後、投資される資本的支出の額がある程度明確になり、その需要に沿った資金収支計画を立てていくことになる。その中で、安定供給を維持するためのあるべき料金体系については考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「昨年8月のような集中豪雨があると、小島潮遊池のポンプをフル稼働しても間に合わず、干潮時を待ち、水門を開け排水をするしかない。今までの計画、一時間49.7ミリの降雨量を再検討する考えはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「雨水排水の雨量基準について、現段階では一時間49.7ミリで計算するとしか申し上げられない。仮に、大きいものをつくった場合は、国の補助金をもらうことが難しいと考えている。また、計画を立てるに当たっては、国の示す設計指針に基づいて計画を立てている。このたび、下水道認可第14次の変更の中で、降雨強度式の検証は行っている。検証の結果を見ても49.7ミリという数値は妥当と考えている」との答弁がございました。

次に、「工業用水の給水先について、企業によって有収水量の差はあるが、料金収入の金額の差は余りない。単価は旧第一期工業用水であるので同じと考えるが、なぜ金額に差がないのか伺う」との質疑に対しまして、「工業用水道事業は、必要な水について買うという申し出に基づいて事業を立ち上げている。そのため、初期投資を回収することを目的とする責任水量制の水道料金を徴収している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、採決の結果、本3件は原案のとおり認定すべきものと決しております。

続きまして、議案第44号大竹市税条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第45号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「手数料の金額について本市独自の金額であるのか。また、根拠を伺う」との質疑に対し、「当初の交付は無料と定められているが、再交付については条例にうたうことになっている。通知カード500円、個人番号カード800円とした理由は、本市がカードを作成する地方公共団体情報システム機構に対して支払う実費と同額に設定したものである」との答弁がございました。

次に、「紙カードとICチップの入ったカードの違いは何か伺う」との質疑に対し、「現時点でICチップに入るのは基本4情報（住所、氏名、年齢、性別）と個人番号である。ICチップが内蔵される利点は、今のところ電子申請の個人認証として使えるというところである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第46号市道路線の認定についてでございますが、本件では「先に住宅ができた部分については、既に市道認定をしている。しかし、1年程度で道路側溝のふたがひび割れ等を生じ、特に曲がり角の部分は十カ所も補修している。小方ヶ丘8号、9号線の側溝の仕様については、どのようになっているのか伺う」との質疑に対し、「道路側溝の基本的な構造は、前回と同じ仕様になっている。このたびは、前回の反省を踏まえ、角の部分については補強し、作成することになっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「循環型認知症医療・介護連携システム推進事業については、今までと違うものを始める場合、何を目標しているのかということの説明してほしい」との質疑に対し、「合併型センターに認知症に関する機関を集中させ、一貫して対応していくというモデル事業である。4つの機関が連携し、認知症の方から家族までを専門的、包括的に支援することにより、認知症の初期の段階の方から治療を必要とする方までのワンストップ対応を行うとともに、認知症の方が在宅での生活を中心としながら、必要に応じて適宜、施設に入所できるというような循環型の仕組みを構築していく事業である」との答弁がございました。

次に、「既に支援センターは7月1日に開設をされている。補正予算は、今年度の事業費であると思うが、来年度以降はどのようになるのか伺う」との質疑に対し、「財源については、来年度も県から支出していただくと考えている。額については、今回の補正が半年分であるので、倍程度と認識している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、認第4号、認第5号及び認第6号の3件は認定、議案第44号、議案第45号、議案第46号及び議案第48号の4件は原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 平成27年請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第15、平成27年請願第4号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、原田 博議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                           | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|-----------------------------------------------|-------|-----------|
| 平成27年<br>請願第4号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について | 採 択   | 27. 9. 16 |

平成27年9月17日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 原田 博

〔総務文教委員長 原田 博議員 登壇〕

○総務文教委員長（原田 博） 総務文教委員会に御付託いただきました請願1件につきましては、9月17日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

平成27年請願第4号、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてでございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、堀谷俊志氏及び広島県教職員組合ひろしま地区支部大竹支区支区長、川村須磨氏から提出された請願です。

その趣旨は、「OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進し、30人以下学級とすること、また、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元することについて、意見書を採択し、国の関係機関へ提出してほしい」との内容です。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「少人数学級の推進については、学習環境の改善や向上、また、個に応じた指導という点において効果的な取り組みだと考えている。大竹市教育委員会では、平成18年度より小学校1・2学年を30人学級とする少人数学級編制を市費で措置しているが、財政的に苦慮しているため、国による少人数学級の推進を強く求める。また、義務教育費国庫負担割合を2分の1に引き上げることについても、教育施策の充実と教育水準の向上につながるものとする。今回の請願書の内容は、教育委員会としても強く要望するところである」旨の見解が示されております。

採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております平成27年請願第4号に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 意見書案第3号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について**

○議長（児玉朋也） 追加日程第1、意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

14番、原田 博議員。

〔14番 原田 博議員 登壇〕

○14番（原田 博） 意見書案第3号、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書につきましては、お手元に配付しております意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

平成23年度より、小学校2年生以上を対象とした35人以下学級の拡充については、昨年続き、平成27年度も国で予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した、今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細やかな対応が必要となっています。

また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや、障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等、生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に、

一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国、データのある31カ国の中で、日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれましては、平成28年度予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望します。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上です。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書（案）第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 平成27年請願第3号 市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める  
請願

○議長（児玉朋也） 日程第16、平成27年請願第3号市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                           | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|-------------------------------|-------|-----------|
| 平成27年<br>請願第3号 | 市営御園アパート6号棟建設予定地の変更<br>を求める請願 | 不 採 択 | 27. 9. 16 |

平成27年9月18日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、16日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、18日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

平成27年請願第3号市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める請願でございますが、本件は宮本邦生氏ほか29人から提出された請願で、その趣旨は、「御園6号棟は市営住宅設置及び管理条例施行規則に照らしてふさわしいとは言えず、予定地の変更をすること」、「市営住宅居住者の立ち退き移転に際しては、生活の安定的継続ができるよう最大限配慮して転居先をあっせんし、そのため新築する市営住宅は長きにわたり効用を發揮し続けるよう衆知を結集すること」、「御園6号棟建設に着手する前に説明会を開き、住民の同意を得ること」、「説明会には国土交通省の関係者も立ち会うこと」の4点を求め、請願をされたものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「市営住宅建設、補修の方針については、平成4年3月の大竹市営住宅再生マスタープラン以降、平成18年3月の大竹市住宅ストック総合活用計画における見直しを経て、現在は平成25年3月に策定した大竹市営住宅等長寿命化計画に基づき進めているところである。御園6号棟も、この計画に位置づけられている。平成27年2月の生活環境委員協議会において概要の説明をしているが、平成29年度中に建設することとしている。御園2、3号棟に居住されている方の移転先の一つにもなり、岩国大竹道路のスケジュールに沿った計画的な建設が求められているところである。請願の趣旨の1項目めについて、御園6号棟を建設する場合は、一

定以上の規模で更地の土地が必要である。当該敷地は、過去の住宅計画から準備を進めてきた市営住宅用地であり、適当と考えている。平成27年度予算において建物の実設計、敷地の造成費を認めていただき、現在、開発の手続を進めている。なお、建物は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域内に入っているため、大竹市営住宅設置及び管理条例施行規則第2条の7の規定により、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じることとしている。請願の趣旨の2項目から4項目については、御園2、3号棟の居住者に対してアンケートを行うなど、今後の意向確認を行っていく。また、御園6号棟の建設は、地域に配慮し、同施行規則第2条の5の規定に基づき、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮した合理的なものとして設計を行っている。地元説明については、広島国道事務所と連携し進めており、7月には国と本市で地元自治会長に対し岩国大竹道路や周辺の市道に関する説明会を行った。10月には、国と本市で御園2、3号棟の居住者等への説明を行い、住民へ理解していただけるよう努めていきたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「居住者にアンケートをするとのことであるが、既に設計を出している状況で、アンケートの活用方法はどのように考えているのか」との質疑に対しまして、「アンケートの主たる目的は、現在2、3号棟に住んでいる方が、どちらに移転を希望するのかということを中心に調査して行きたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「この場所に建てるのならば、念のために山の地質調査をし、安全の確認をするべきではないのか」との質疑に対しまして、「土砂災害警戒区域などを決める場合は、県で現地を調査し決めている。その中には土質調査も入っているため、改めて土質調査をする必要はないと判断している」との答弁がございました。

次に、「広島の土砂災害の教訓をどう生かすのか。学会でも研究が進み、山が崩壊する上で、どれだけの土砂が流れてくるのか。仮に流れてくればどれだけの被害を及ぼすのか、今までの経験則でははかり知れない状況を生み出すということを提言している。こういうことを踏まえて、国や県でも規制をかけるなり検討をしているのではないのか伺う」との質疑に対しまして、「土砂災害は、3つの種類に分かれている。1つ目は傾斜度が30度以上の土地が崩壊する急傾斜地の崩壊、2つ目は山腹が崩壊して生じた土石などが一体となって流下する土石流、3つ目が地すべりである。広島市の災害で特に大きな被害が発生したものは土石流である。この土石流の考え方については、見直しをしていく動きがあると理解している。このたびの6号棟の建物については、急傾斜地の崩壊に対しての土砂災害の指定となっている。土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれのある区域を示しており、建築基準法においては、この区域に建物を建てる場合の規制はない」との答弁がございました。

次に、「建設予定地の安全は確保されるのか。土砂災害警戒区域では、しかるべき対処をすれば安全を確保できるという確約ができるのか伺う」との質疑に対しまして、「法の中で定められているのは、特別警戒区域において、しかるべき対処をすれば建設してもよいということである。警戒区域では、例えば何もしなくても建築基準法はとおる。それに対して、安全度を高めるために擁壁を設置する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。  
質疑を終結したところ委員の中から継続審査の意見が提出されました。  
起立採決の結果、閉会中の継続審査については否決をされました。  
続いて討論に入り、2名の委員から討論がございました。

まず、不採択の立場では「建設予定地が最高の場所というふうにも思わないが、今この時点で動いている事業をとめることがどうであるのか。安全対策に関しては開発許可申請という広島県の高いハードルの許認可がある。その中で安全対策も含めて条件もつけ許認可がおりることを前提に事業が進むのであれば、危険ということでそれを否定する材料もない。広島県も去年の災害を考慮しながら、厳しい開発許可をするはずなので信頼し、今の段階で予定地を変えるという請願には賛成できない」と言うものでございました。

次に採択の立場では、「今回の建設予定地は、土砂災害警戒区域に指定されている上、南側には杉山があり日当たりが大変に悪い場所である。さらに一番の問題点は、御園6号棟の建設目的は、御園2・3号棟の移転先確保と言いながら、その直接の相手である居住権を奪われる対象者に説明会を行っていないことである。今回その住民29人が署名捺印した本請願は重いものであると考え採択すべきと考える」というものでございました。

討論を終結し、起立採決をした結果、本件は「不採択とすべきもの」と決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 反対というんか、賛成というんか、私ようわからんところがあるんですが、採択をしてほしいという立場で討論させていただきます。

この請願がされた後にも、鬼怒川の大水害が発生いたしました。そのような昨今の異常気象を一切考慮せず、しゃくし定規に法の定めを都合よく解釈し、明らかに危険とされる場所に市営住宅を建てる市の姿勢に強い違和感を感じます。

しかも、現在の市営住宅居住者には、いまだ一切の説明をせず、当然、要望も一切聞かず、全てを決定し、その後で初めて説明会を開く。この手法は、私が一般質問で紹介した、栗谷中学校の建設手法と同じです。市のやり方に成長の跡が見られません。

このたび、小方地区まちづくり対策特別委員会が設置されましたが、小方小中の跡地については、単に売却と言うばかりで、基本計画にはまだ手がついていないとのこと。本市始まって以来のエレベーターつき8階建ての市営住宅建設も、岩国大竹道路を契機とした小方のまちの大変革の一環です。その意味でも、全体計画の中で再検討されるべきだと思います。

さきの生活環境委員会では、もう遅いという反対討論もありましたが、この言葉をお返しします。大竹市の常識は他市の非常識、その過ちを改めるにはばかりなことなかれです。

なお、昨日、広島県は、土砂災害警戒区域の再調査を発表しました。85%を新基準で見直すということです。もちろん、私は詳細はわかりません。しかし、このような変更は、これからもあるでしょう。柔軟性をなくした大竹市政の危機感を改めて見せつけられた気がいたします。

議員の皆様には、賢明なる判断をいただきますようお願い申し上げて、私の採択をお願いする討論といたします。

終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

3番、賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） この請願につきまして、私は不採択の立場で討論に参加をさせていただきます。

委員会でも申し上げましたけども、確かに、土砂災害警戒区域、イエロー区域の中に、6号棟という今から立派な市営住宅を建設するというところでございます。危険かどうかという判断におきましては、先ほど網谷議員も、玖波小学校の、いわゆるイエローゾーンの中での建設と同じようなこととなりますけども、全国ここなら安全だというところは、もはや今からの気象状況で言えば、存在を確認するのが難しいのではないかと思います。

そういう中で、今現在やるべき仕事として、既にスタートをしておりますし、6月にこの業務委託を発注し、さらには開発許可申請も今、審査中でございます。そういう中で、先ほど日域議員さんのほうも言われましたが、けさの新聞に、県下の土砂法の見直しを一部するんだということが載っておりますけども、そのことも含めて、県としても厳しい指導をしていくということは明らかでございます。そういう中で、許可申請をきっちり取って、なおかつ、安全対策を十分に施して、この6号棟を整備していくということは、もう既に大竹市にとって、去年からですか、委員会を通して説明もされておりますし、このことが非常に危険であると、命にかかわるほど危険であるという判断には、なかなかなし得ないであろうと。そのための、先ほど言いました厳しい審査、あるいは基準をクリアをして、この許可がおけるわけでございます。

さらに言えば、ここ木造で建築をするのであれば、非常に心配なところはありますけども、RCでございます。去年の県の8月の土砂災害でも、県営住宅、土石流のど真ん中で県営住宅だけは被害を免れております。そういった意味で、ここは土石流の区域ではございません。単に表土が急傾斜の崩壊があり得る地域ということの警戒区域でございますけども、それも表土は30センチから60センチということで、下が、山の地質は岩盤でございます。そういった中で、それに対抗する擁壁等もしっかり、厳しい検査、審査を踏まえて擁壁も設置し、安全の担保はできるんだらうというふうに確信をしております。

そういうことで、今回の請願につきましては、不採択ということで討論を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ここで念のため、御説明いたします。

本件に関する委員長の報告は、不採択であります。

ここでは、採択すべきかどうかを諮ることになります。

よって、採決に当たりましては、委員長の不採択の報告にかかわらず、請願第3号を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第17 報告第6号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（児玉朋也） 日程第17、報告第6号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 大和伸明 登壇]

○建設部長（大和伸明） 報告第6号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、小方一丁目地内の旧小方中学校跡地と、これに隣接する道との境界付近で発生しました物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年9月11日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は、204,757円でございます。市の過失が10割といたしまして、損害賠償額は204,757円で、その内容は解決金でございます。債権者は、お手元の資料の方であり、市に暇疵があったため、損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成27年8月19日午前11時10分ごろ、小方一丁目地内の旧小方中学校跡地と、これに隣接する道との境界付近におきまして、監理課職員が緊急業務として草刈り作業をしていたところ、債権者が駐車していた車両に小石が飛びはね、後部窓ガラスと後部ドアに当たり、破損及び損傷したものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から相手方の修理業者等に直接支払われるものでございます。

本件につきましては、作業中の不注意により事故が発生したことについて、深く反省しているところでございます。今後は、事故の未然防止のため、草刈り作業やその他関連業務におきましても安全管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第6号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ただいまの損害賠償の件について、一、二伺いたいんですが、庁舎の敷地、非常に広くあります。それで、市の職員の皆さんが担当なさる場所というのがあるのかどうか。あるいは緊急の事態だったということでありましたが、例えばそういうふうに、例えばこの場所が非常に、緊急に草刈りを要するんだということで、市の職員の監理課さんのほうが直接やられるのか、あるいは監理課として、どこからどこまでが管理する場所なのか、そういう規定があるのかどうか。また、今後それはどういうふう処理されようとしておるのかというところを、ちょっと伺いたいと思います。

例のシルバー人材センター等に委託される部分もあるんだろうと思うんで、その辺のところを少しお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 監理課長。

○監理課長（香川晶則） ただいまの御質問につきまして、お答えを申し上げます。

基本的には、どこからどこまでが監理するということの決まりはないんですけども、この件につきましては、旧小方中学校の跡地とその隣接してる市道との間に草がたくさん生えていて、通行が邪魔になるということでございました。

そういうことを受けまして、シルバー人材センターに委託するという手もございましたけれども、緊急性を要するというので、監理課の職員のほうで緊急に除草作業に入ったところでございます。

周囲の状況を確認もせず、やったということで、この事故が発生して、大変深く反省をしているところでございます。

今後は、もちろんシルバー人材センターに頼むにいたしましても、そういった周辺的环境に対しては十分配慮するように、また、職員につきましては、もし緊急性があつて、そういう除草作業に入る折は、周囲を確認をし、やむを得ない場合は手作業での除草作業ということも指示をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。除草作業といいましても、刈り払い機を使うということは非常に危険でありますし、また、現地はちょうど小学生の通学路にもなっております。蛇が出たというようなことで、非常に危険な場所だということは私も認識しております。

そういった意味で、当日ちょうど私、通りかかって、ああ、草刈りをしてらっしゃるんだなと思って、帰るときに通ったらパトカーが来とったんで、これは何か事故があつたんだろうと思いました。

そういった意味で、職員さんも、むしろせっかくな、いい意味できれいにしたいと思ってやられたことが、かえって結果としてそういう事故になったということで、非常に残念

だろうと思うんであります。そういった意味で、今後そういうことの、できるだけ責任所在をきちっとされといたほうがいいんじゃないかと思って、あえて発言をさせていただきました。

どうもありがとうございます。今後よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

日程第18～日程第25〔一括上程〕

認 第 7号 平成26年度大竹市一般会計決算

認 第 8号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 9号 平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第10号 平成26年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第11号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第12号 平成26年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第13号 平成26年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第14号 平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（児玉朋也） 日程第18、認第7号平成26年度大竹市一般会計決算から、日程第25、認第14号平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第7号平成26年度大竹市一般会計決算から、認第14号平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

平成26年度の我が国の経済は、消費税率引き上げ後の反動と天候不順により、夏場までは景気後退があったものの、国の緊急経済対策による雇用・所得環境の改善や日銀の追加緩和による円安、株高効果が景気の下支えとなり、景気の回復傾向が持続しました。

本市においては、一部の業種においては改善の兆しが見られ、法人市民税が前年度に比べ若干増加したものの、償却資産の減価償却などの影響により、固定資産税の減少傾向は続いております。市税総額は、前年度に比べて減少となりました。市税減少という厳しい状況の中ではありますが、晴海臨海公園整備事業などの建設事業実施につきましては、防衛省再編交付金を初め、国県支出金を有効に活用しながら地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、平成26年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「大竹を愛する人づくり」につきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進しました。主な取り組みといたしましては、よいまちの実現に向け、市民と行政が協働する形態で実施した市制60周年記念事業や、読書活動推進員の配置による学校図書館の環境改善や、図書を活用した学習の指導補助などを目的とした読書活動推進事業などにより教育環境の充実に努めました。

次に、第2の施策「生活基盤が整ったまちづくり」につきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めました。主な取り組みといたしましては、阿多田地区の養殖技術開発及び養殖魚のブランド化を図る事業への補助や、漁礁等の設置工事を行い、水産業の振興を図りました。また、子供から高齢者まで、多様な人々がスポーツやレクリエーションなど憩い楽しめる公園として、晴海臨海公園を整備しております。平成26年度は、管理棟の建築とスポーツゾーンの整備を行い、平成27年4月から供用開始したところでございます。

また、公共交通機関の整備促進として、幹線バスや栄ぐるりんバス、各地域の乗り合いタクシーの運行に対する補助を行い、より利用しやすい交通システムの構築に努めました。

また、JR玖波駅の利便性の向上のため、玖波駅西口及び玖波36号線道路改良事業として、駅舎用地の造成やアクセス道路の整備を実施したところでございます。

第3の施策といたしまして、「安全なまちづくり」につきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、地域の消防力強化のため、消防団車両の整備、第12分団消防屯所の改築などの事業を実施したところでございます。

第4の施策「安心できるまちづくり」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、子ども・子育て支援の推進として、国立病院機構広島西医療センターへ委託し、病児・病後児保育室を開設する病児・病後児保育運営事業を実施いたしました。また、健康づくりの推進として、健康診査や定期予防接種の実施などの事業に取り組んだところでございます。

第5の施策「こころにゆとりを感じるまちづくり」につきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、可燃ごみの処理を平成31年度から廿日市市との広域連携による事務委託とするため、処理施設等整備事業及び関連事業に要する経費を負担しました。

第6の施策といたしまして、「行政・社会の仕組みづくり」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んだところでございます。主な取り組みといたしましては、市民活動団体が地域の課題解決のため、みずから提案・実施する事業に対し、助成金を交付する協働のまちづくり推進事業を実施し、市民活動の自主性の向上を図りました。また、土地造成特別会計の健全化推進のため、大竹工業団地に立地した工場及び小方ヶ丘団地に賦課される固定資産税額に相当する額の26.5%及び従来支援分を土地造成特別会計に繰り出したところでございます。

続きまして、平成26年度における各会計決算の概要について、御説明いたします。

まず、認第7号平成26年度大竹市一般会計決算から、御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が135億7,284万8千円でしたが、災害復旧事業など補正予算による増加や、道路改良事業や消防屯所改築等整備事業など、繰越分の増加により、最終予算の総額は142億3,392万7千円となり、当初予算と比べますと4.9%の増加となりました。

歳入総額は132億5,350万9,660円で、予算に対して93.1%の収入割合となっております。一方、歳出総額は131億2,795万7,911円となり、その執行率は、前年度からの繰越事業費を加えて、92.2%となっております。この結果、当年度の形式収支は1億2,555万1,749円の収入超過となりましたが、翌年度への繰越事業費に充てる3,387万9,000円を差し引いた残額、9,167万2,749円が、平成26年度の実質収支黒字額となりました。

なお、この歳計剰余金につきましては、5,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り4,167万2,749円を平成27年度に繰り越しております。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び決算附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第8号平成26年度大竹市国民健康保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額37億7,671万624円に対し、歳出総額37億7,387万9,713円となり、形式収支及び実質収支は283万911円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、共同事業交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、共同事業拠出金などでございます。歳計剰余金については、150万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国民健康保険財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り133万911円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成26年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに、2,792万4,350円となっております。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第10号平成26年度大竹市農業集落排水特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに、4,201万3,775円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第11号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額7,058万7,271円に対し、歳出総額4,229万1,229円となり、形式収支及び実質収支は2,829万6,042円の黒字となっております。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金で、歳出は施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第12号平成26年度大竹市土地造成特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額7億5,683万4,060円に対し、歳出総額13億1,656万2,512円となり、差し引き5億5,972万8,452円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金でございます。歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございます。

次に、認第13号平成26年度大竹市介護保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額24億3,456万8,556円に対し、歳出総額23億9,475万7,664円となり、形式収支及び実質収支は3,981万892円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などでございます。歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。歳計剰余金については、3,928万1,179円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り52万9,713円を平成27年度へ繰り越いたしました。

最後に、認第14号平成26年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額4億244万22円に対し、歳出総額4億72万706円となり、形式収支及び実質収支は171万9,316円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などでございます。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、平成26年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、平成26年度の決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額131億8,800万円に対し、歳出総額は130億3,400万円となりました。3,400万円の翌年度繰越額を差し引き、実質収支額は1億2,000万円の黒字となっております。単年度収支につきましては8,200万円の黒字となり、財政調整基金積立金300万円と地方債繰上償還額400万円を加えた実質単年度収支は、8,900万円の黒字となっております。

性質別歳出について見ますと、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ1億1,300万円増の65億9,800万円となっております。

大竹小学校改築事業費などの元金返済が始まるなど、公債費が2,800万円増加、自立支援給付関係など扶助費が6,700万円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、小方小学校・小方中学校移転改築事業や玖波駅前広場整備事業などが終了したことにより前年度と比べ、8億2,900万円減の17億2,700万円となっております。

なお、平成26年度末の地方債残高は、晴海臨海公園整備事業債や災害復旧事業債などの普通建設事業債や、地方交付税の不足を補うための臨時財政対策債の発行により、210億2,500万円となり、前年度末に比べると8,400万円増加しております。義務的経費に地方税や地方交付税などの一般財源が、どの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ1.3ポイント減の96.7%となっております。

国が示した地方創生に向けた「まち・ひと・しごと創生」の取り組みによる期待感の一方で、依然として国の厳しい財政状況は続いており、地方の持つ公共施設の総量の縮減や、

地方公務員の給与の見直しなど、地方自治体の需要を抑え込む動きもございます。本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、ふえ続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賄い切れないところがございます。

市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気・かがやく大竹」の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、よろしく御協力と御理解を賜り、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。

それでは監査委員を代表いたしまして、平成26年度大竹市一般会計及び各特別会計の決算審査の結果について、御報告申し上げます。

決算審査は、市長から審査に付された各会計の歳入・歳出決算書や附属書類が関係法令に適合して調製されているか確認するとともに、それらの計数を関係諸帳簿及び証書類と照合する等により、事務事業が最少の経費で最大の効果を上げる取り組みがなされているかを慎重に審査いたしました。

審査は、平成27年8月17日から9月14日までの期間で行いました。

その結果、審査に付された各会計歳入・歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して調製されており、かつ、決算諸表の計数は正確であることを認めました。

それでは、審査結果の詳細につきまして、決算審査意見書及び審査資料により御説明をいたします。

まず、一般会計でございますが、審査意見書10ページの第9表に示しておりますが、決算額は、歳入総額が132億5,351万円、歳出総額が131億2,795万円となっております。

次に、決算収支の状況ですが、歳入歳出差引額は1億2,555万円となっております。これに翌年度への繰越財源3,387万円を差し引き、実質収支額は、9,167万円の黒字決算となっております。

前年度と比較して、歳入が5億8,254万円、歳出が6億7,005万円と、それぞれ減少しております。

11ページの第10表に示しておりますが、歳入の主な減少要因としては、繰入金が1億8,502万円、県支出金が1億7,005万円、市債が1億6,965万円、寄附金が1億727万円減少していることなどによるものでございます。

歳出の主な減少要因は、25ページ第31表に示しておりますが、民生費が2億1,428万円、衛生費が1億4,972万円増加しておりますが、土木費が5億5,632万円、教育費が3億8,427万円、商工費が2億2,184万円と、それぞれ減少したことによるものでございます。

続いて、特別会計ですが、38ページの第46表に示しておりますが、全体で歳入総額が75

億1,107万円、歳出総額が79億9,815万円で、歳入歳出差引額は4億8,707万円の赤字となっております。繰越財源はございませんので、実質収支も同額の赤字決算となっております。

特別会計の主な赤字決算は、土地造成特別会計が5億5,972万円の赤字となったことによるものでございます。

また、37ページ第45表に示しておりますが、前年度に比べて、歳入が1億8,759万円、歳出が2億6,228万円と、それぞれ増加しております。歳入歳出とも、漁業集落排水会計、港湾施設会計は減少したものの、国民健康保険会計及び介護保険会計が増加したことが主な要因となっております。

次に、収入状況でございますが、5ページ第4表に示しておりますが、当年度の収納率は、一般会計が98.2%、特別会計が98.3%となっており、前年度に比べて、特別会計が0.1ポイントの増加となっております。

このうち一般会計では、審査資料62ページに示しておりますが、市税の収納率は97%と前年度に比べて0.2ポイントの増加となっております。また、使用料及び手数料は、前年度と比較して1.2ポイント増加して、87.9%となっております。これは、農林水産使用料、衛生手数料、及び消防手数料が増加したことによるものでございます。

続いて、特別会計では、審査資料66、68ページに示しておりますが、国民健康保険料の収納率は85.7%で、前年度と比較して0.2ポイント上回っております。また、介護保険料は98.4%で、こちらも前年度と比較して0.1ポイント上回っております。

次に、収入未済額でございますが、審査資料62ページに示しておりますが、一般会計の収入未済額は、合計で2億1,411万円となっており、主なものとしては市税の1億3,901万円となっております。

66、68ページに示しております特別会計での収入未済額の合計額は1億1,327万円となっており、主なものは、国民健康保険料の1億367万円となっております。

続いて、市債の状況でございますが、審査意見書7ページ第7表に示しておりますが、当年度末の現在高は275億4,150万円となっており、内訳は一般会計が210億2,526万円、特別会計が65億1,624万円となっております。

続きまして、8ページ第8表に示しております財政状況の分析でございますが、実質収支比率は1.6%で、前年度に比べて1ポイント上回っております。財政力指数は0.84で、前年度より0.02ポイント下回っており、下降傾向が続いております。

次に、経常収支比率は前年度より1.3ポイント下回って96.7%、公債費比率は前年度より1.1ポイント下回った17%、また、実質公債費比率は15.6%と前年度より0.2ポイント、それぞれ改善されております。

平成26年度の決算状況を見てみますと、歳出については、26年度予算の基本目標に沿って執行されており、魅力あるまちづくり、定住促進に向けて努力の跡が見受けられます。

しかしながら、長年の懸案である南栄下白石線ほか1路線道路整備工事が本年度も未執行となりました。一日も早い事業の完成に向けて努力を続けていただきますよう要望します。

また、特別会計では、国民健康保険料特別会計の特定健康診査や人間ドックの受診者が見込みより減少しており、その原因について調査するとともに、受診率向上のためのPR方法等についても検討が必要と思われます。

介護保険特別会計では、認知症初期集中支援事業が、事業のおくれにより当年度に予定していた執行が完了できずに終わっております。引き続きサービス改善に向けて努力していただきますよう要望します。

一方、歳入では、関係者の努力により、市税の収納率は当年度も97%と広島県内有数の地位を維持していることについて、改めて敬意を表します。

平成27年度は、前年度からの景気の緩やかな回復基調が続く中、消費税増税の影響や原油価格等の問題が与える影響から抜け出しつつあり、個人消費を取り巻く環境は、徐々にではありますが、改善傾向に向かうものと予想されています。また、実質賃金も久しぶりに上昇に転じる見込みとなっております。しかし、大竹市の状況を見ますと、まだまだ厳しい財政状況が続くことは否めません。

本市では、市税の中で固定資産税が占めるウエートが依然として高い状況にあり、ここ5年間の市税収入減少の主要要因となっております。また、市民税についても、ふるさと納税の制度改正の影響等を検討して、歳入の目減りを抑えて、その確保、維持に努めていく必要もあります。

したがいまして、企業の大型の設備投資も見られない中で、自主財源の確保はこれからも厳しくなることが予想されますが、中・長期的視野に立って、財源の重点的、効率的な配分や事務事業の見直し等を行って経費の節減を図り、一層健全な財政運営に努められるとともに、住民福祉の増進にも対応できる財政基盤を築かれますよう要望いたしまして、一般会計及び特別会計の講評といたします。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、賀屋幸治議員、4番、北地範久議員、5番、西村一啓議員、11番、日域 究議員、12番、細川雅子議員、14番、原田 博議員、16番、山本孝三議員、そして私1番、児玉を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 報告第7号 平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（児玉朋也） 日程第26、報告第7号平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） 報告第7号平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、議案集その3にあります平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをごらんください。

平成26年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため、記載すべき数値はありません。

実質公債費比率は、15.6%となっており、平成25年度決算と比較して0.2ポイントの減少となっております。

将来負担比率は、235.7%となっており、平成25年度決算と比較して7.2ポイントの減少となっております。

主な要因といたしましては、公共下水道事業会計や土地造成特別会計における地方債残高が減少し、一般会計からの公営企業債等繰入見込み額が減少したことによるものでございます。いずれの比率も、早期健全化基準以下となっております。

2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページをごらんください。

平成26年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計におきまして、資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。

7ページから9ページには、資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、報告第7号平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（児玉朋也） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 決議案第2号 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（児玉朋也） 日程第27、決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、寺岡公章議員。

〔議会運営委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○議会運営委員長（寺岡公章） 決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年に閣議決定されました在日米軍等再編計画に基づきまして、米海兵隊岩国基地においては、KC-130空中給油機が平成26年8月に移駐完了しました。さらに、空母艦載機等が平成29年までに移駐予定とされており、現在、関連工事も進められているところでございます。

空母艦載機等の移駐後は、岩国基地の航空機数は国内最大級となり、騒音被害の増大や事件・事故への不安など、本市へ多大な影響が懸念されます。

このような状況の中、岩国基地周辺対策について協議を行うため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

○議長（児玉朋也） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

○議長（児玉朋也） 追加日程第2、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

基地周辺対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、4番、北地範久議員、5番、西村一啓議員、7番、大井 渉議員、8番、網谷芳孝議員、10番、山崎年一議員、13番、寺岡公章議員、14番、原田 博議員、そして私、1番、児玉を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、基地周辺対策特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第28 決議案第3号 小方地域まちづくり対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（児玉朋也） 日程第28、決議案第3号小方地域まちづくり対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、寺岡公章議員。

〔議会運営委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○議会運営委員長（寺岡公章） 決議案第3号小方地域まちづくり対策特別委員会の設置について、提案理由の御説明を申し上げます。

小方小学校・中学校は、平成25年に小方ヶ丘へ移転し、小中一貫教育校として開校しました。その跡地である旧小方小学校・中学校は、広大な空き地となり、活用策はいまだ明確ではありません。

この跡地を中心とした小方地域のまちづくりは、大竹市の発展に重要な役割を果たすと考えます。

よって、本市議会に特別委員会を設置し、小方地域のまちづくりを積極的に議論するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

○議長（児玉朋也） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、小方地域まちづくり対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 小方地域まちづくり対策特別委員会委員の選任について

○議長（児玉朋也） 追加日程第3、小方地域まちづくり対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

小方地域まちづくり対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、末広和基議員、3番、賀屋幸治議員、6番、和田芳弘議員、9番、藤井 馨議員、11番、日域 究議員、12番、細川雅子議員、15番、田中実穂議員、16番、山本孝三議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第29～日程第30〔一括上程〕

平成27年陳情第2号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

平成27年陳情第3号 晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等の早期整備及び多目的ゾーン内に人工芝エリアを整備することを求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第29、平成27年陳情第2号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳

情及び日程第30、平成27年陳情第3号晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等の早期整備及び多目的ゾーン内に人工芝エリアを整備することを求める陳情を一括議題といたします。

陳情の要旨朗読を省略します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成27年陳情第2号は小方地域まちづくり対策特別委員会に、平成27年陳情第3号は生活環境委員会に、それぞれ付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、平成27年陳情第2号は小方地域まちづくり対策特別委員会に、平成27年陳情第3号は生活環境委員会に、それぞれ付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（児玉朋也） 日程第31、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、管内視察、また、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（児玉朋也） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、1つ、議会の運営に関する事項、1つ、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、1つ、請願・陳情等の処理に関する事項、1つ、議長の諮問に関する事項について、議員の任期中、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要

するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第一委員会室において、議員全員協議会を、その終了後、正副委員長互選のため、決算特別委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、小方地域まちづくり対策特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、市議会議員に当選されまして初めて開かれた市議会でございしましたが、正副議長の選出を初めといたします人事も無事終えられ、ここに新しい議会体制が生まれましたことは、今後の大竹市政のために、まことに御同慶にたえないところでございます。

また、このたびは、御提案申し上げました案件を終始熱心に慎重に御審議をいただきまして、いずれも原案のとおり議決、あるいは認定、同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

今後も、支える世代が減少し、支えられる世代が増加する社会情勢にあつては、厳しい市政運営を余儀なくされるものではございますが、市民の皆様が幸せを感じて暮らすことのできる、「笑顔・元気・かがやく大竹」となりますように、市民の皆様、議会の皆様のお力添えをいただきながら、お互いの信頼を礎にして、誠心誠意努力し続けてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これから秋も深まる中、議員各位におかれましては、何かと御多忙とは存じますが、健康には十分留意され、市政の推進に御尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたします。

12時01分 閉会

(27. 9. 29)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月29日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究